

平成24年第2回（7月）吉川松伏消防組合議会定例会

議事日程（第1号）

平成24年7月10日（火曜日）午前9時30分開会

- 日程第 1 選挙第2号 議長の選挙
- 日程第 2 指定第2号 議席の指定
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 諸般の報告
- 日程第 6 行政報告
- 日程第 7 一般質問
- 日程第 8 第6号議案 吉川松伏消防組合火災予防条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 第7号議案 監査委員の選任について

午前9時30分開会

出席議員（9名）

1番	廣	澤	文	隆	議員	2番	野	口	博	議員
3番	中	村	喜	一	議員	4番	高	野	昇	議員
5番	互		金	次郎	議員	6番	伊	藤	正勝	議員
7番	鈴	木		勉	議員	8番	川	上	力	議員
9番	山	崎	善	弘	議員					

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管 理 者	戸 張 胤 茂
副 管 理 者	会 田 重 雄
消 防 長	相 川 勘 造
次長兼総務課長	鈴 木 克 巳
予 防 課 長	島 根 力 雄
警 防 課 長	浅 子 廣
指 令 課 長	高 橋 浩 造
吉川消防署長	森 田 栄
松伏消防署長	飯 島 明

本会議に出席した事務局職員

書 記 長	小 池 稔
書 記	石 原 洋 輔

○中村喜一副議長 皆さん、おはようございます。

消防組合議会の副議長の職を務めさせていただいております中村喜一でございます。議員の皆様方には大変お忙しい中、ご健勝にてお集まりをいただきましてありがとうございます。

議長が決定されるまでの間、地方自治法第106条第1項の規定により議長の職務を務めさせていただきます。



◎議員の紹介

○中村喜一副議長 本会議前に、松伏町選出議員の任期満了に伴う改選によりまして、新たに当選人がありましたので、ご報告を申し上げます。

平成24年4月20日に行われました松伏町議会臨時議会におきまして当消防組合議会議員にご当選されました議員をご報告申し上げます。

廣澤文隆議員、鈴木勉議員、川上力議員、山崎善弘議員、以上4名の議員が松伏町議会により選挙されました。



◎開会の宣告

(午前 9時30分)

○中村喜一副議長 それでは、先ほど、会議時間の繰り上げについて、皆様よりご承認をいただきましたので、ただいまから平成24年第2回吉川松伏消防組合議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○中村喜一副議長 ただいまの出席議員は全員でありますので、これより直ちに本日の会議を開きます。



◎仮議席の指定

○中村喜一副議長 議事の進行上、松伏町から新たに選出されました議員の仮議席を指定いたします。仮議席は、ただいま着席の議席を指定いたします。

◇

◎議事日程の報告

○中村喜一副議長 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◇

◎議長の選挙

○中村喜一副議長 日程第1、選挙第2号 議長の選挙についてを議題といたします。

これより議長の選挙を行います。

選挙の方法は、指名推選、投票、いずれの方法にいたしましょうか、お諮りいたします。

〔「指名推選」と言う人あり〕

○中村喜一副議長 指名推選というお声がございました。そのように決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中村喜一副議長 異議なしということですので、それでは選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中村喜一副議長 ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。指名の方法については、副議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中村喜一副議長 ご異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決しました。

指名いたします。

議長に、山崎善弘議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました山崎善弘議員を議長当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中村喜一副議長 ご異議なしと認めます。

よって、会議規則第31条第2項の規定により、山崎善弘議員が吉川松伏消防組合議会議長に当選されましたことを告知いたします。

それでは、議長に就任されました山崎善弘議長より自席にてごあいさつを賜りたいと存じます。

○9番 山崎善弘議員 ただいま議長に就任されました松伏町議会の山崎善弘と申します。消防組合

議会、吉川市と松伏町の住民の安心・安全のためにしっかりとした議会運営をしていきたいと思
いますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたしまして、あいさつにかえさせていただきます。

○中村喜一副議長 ありがとうございます。

それでは、議事進行を交代いたしますので、ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時35分

再開 午前 9時37分

〔副議長、議長と交代〕

○山崎善弘議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議席の指定

○山崎善弘議長 日程第2、指定第2号 議席の指定についてを議題といたします。

議席は、会議規則第3条の規定により、議長が定めることになっておりますので、議席を指定い
たします。

新議員の議席番号と氏名を事務局に朗読させます。

○小池 稔書記長 議長の命により朗読いたします。

1番、廣澤文隆議員、7番、鈴木勉議員、8番、川上力議員、9番、山崎善弘議員。

以上でございます。

○山崎善弘議長 ただいま朗読したとおり、議席を指定いたします。



◎会議録署名議員の指名

○山崎善弘議長 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により、議長から指名いたします。

4番 高野 昇 議員

5番 互 金次郎 議員

以上の2名を今会期中の会議録署名議員に指名いたします。

◇

◎会期の決定

○山崎善弘議長 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山崎善弘議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◇

◎諸般の報告

○山崎善弘議長 日程第5、諸般の報告を行います。

初めに、監査委員より平成23年12月から平成24年3月までの例月出納検査の結果について報告がありました。お手元にその写しを配付させていただきましたので、ご了承願います。

次に、今期定例会に管理者より提出された議案の件名につきましては、お手元に議案目録の写しを配付してありますので、朗読を省略いたします。

次に、今期定例会に出席の説明員及び説明委任者の氏名につきましては、お手元に配付させていただきましたので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◇

◎行政報告

○山崎善弘議長 日程第6、行政報告を行います。

戸張胤茂管理者。

○戸張胤茂管理者 おはようございます。

議員の皆様方には大変お忙しい中、平成24年第2回吉川松伏消防組合定例会に際しましてご出席を賜りまして、ありがとうございます。

早速でございますけれども、2点の行政報告をさせていただきます。

初めに、来年4月1日に採用する消防職員の採用試験について申し上げます。今年度末で定年退職する職員8名と退職勧奨による早期退職希望者3名の合計11名の退職が見込まれることを踏まえ

実施するものでございます。第1次試験は9月16日に実施し、10月上旬に2次試験を行い、採用予定者11名を決定する予定でございます。

なお、来年度につきましては、欠員補充のみ行い、職員の増員は行いませんが、埼玉県消防学校初任教育への入校予定者が来年度は2名少なくなることと、育児休業から復職する者が1名見込まれることから、実働員において実質3名増えることとなるものでございます。

次に、吉川松伏少年消防クラブについてご報告を申し上げます。吉川松伏少年消防クラブは、吉川市と松伏町に居住する小学5年生から小学6年生までの児童を対象に防災教育などのクラブ活動を通じて、家庭や地域の防災意識の高揚を図り、将来の地域防災の担い手となる人材育成を目的として男子14名、女子11名の計25名で、本年4月に結成し、5月に新たに2名のクラブ員が加わり、現在は27名で活動しております。活動内容につきましては、毎月1回、規律訓練や応急手当、初期消火などを学ぶことや、防災学習施設に出向き、防災知識を習得しております。

また、夏休み期間中には、サバイバル宿泊体験とプールでの着衣泳法の訓練を行い、秋と春の火災予防週間中には火災予防の普及活動などを実施してまいります予定でございます。

今後におきましても、より一層、活気ある活動を行うとともに、少年消防クラブ員の加入促進を図り、地域の防災意識の高揚に努めてまいります。

以上で行政報告を終わります。



◎一般質問

○山崎善弘議長 日程第7、一般質問を行います。

通告に従いまして、6番、伊藤正勝議員の質問を許可いたします。

通告第1号、6番、伊藤正勝議員。

○6番 伊藤正勝議員 吉川市議会から消防議会議員に派遣をされている伊藤でございます。一般質問を通告に従って大きな項目で消防のいざという場合の災害対策本部、それから防災、減災の対策、防災訓練、危険物等の点検や検証、改善策や要望ということで5項目にわたって具体的に、実践的に質問をしてみたいと思います。

改めて消防法や消防組織法を見直してみましたけれども、消防法の第1章第1条で消防法の目的、火災を予防し、警戒し、鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災または地震等の災害による被害の軽減をする。このほかに傷病者の搬送を適切に行い、もって安寧秩序の保持、社会公共の福祉の増進に資することを目的とするということでございます。火災を予防し、警戒し、鎮圧し、地震等による災害の被害を軽減をする。そういう重大な使命を持っている消防の組織でございます。改めて感謝と敬意を申し上げますと同時に、今回、3月11日の大震災からち

ようど1年4カ月を経るところでございます。大地震が、いわば活動期に入って、いつ来てもおかしくないという状況の中で、改めて具体的に伺っていきたいということでございます。

まず、災害対策本部についてでございます。今、この4年間に70%ぐらいの確率で首都圏でも大地震が来るというようなことがいろんなところから警告をされているわけでありましてけれども、今、地震に見舞われた場合、これは吉川市についてでございますけれども、建物が老朽化して、安全性に問題があるという状況でございます。3月11日には市長が執務室から廊下を通ったら危ないのではないかとということで、2階の窓からテラスに飛び出したと、そういう状況でもございます。新しい庁舎が必要ではないかというようなことが、今、新庁舎検討委員会で検討されていて、そこでも新たな庁舎が災害一つをとっても必要であろうという方向性が今確認をされている、そういう状況でもございます。

そこで、第1の質問でございますけれども、地震が今日、明日起こっても、対応しなければならぬという責務がございます。今、大地震に見舞われて、市庁舎で指揮がとれないという場合には、この消防本部が対策本部になると伺っているのですけれども、改めてそういうことでいいのか、この対策本部に災害対策本部を設置する場合に、必要な機能と施設、役割というものをどんなふう考えていらっしゃるのか、それが一旦緩急の場合に、吉川市は災害対策本部の機能、役割を果たすことができるのか、あるいは消防対策本部に移行した場合に、そこで果たすことができるのかという視点であります。準備は整っていますか。もう1年4カ月たっているのです、どこからでも、いつでもオーケーですと市民に向かっては言えなければいけない期間が今過ぎているだろうと思えますし、本当にきょう、あす起こった場合に、大丈夫なのかと、そういうことを伺っておきたい。必ずしも十分でなければ、いつ、臨時の体制を含めて、とりあえず万全の体制ですよということが言えるのかどうか、そのことを伺っておきたいということであります。

また、大地震が起きた際には、電気、電話、携帯も、混雑も含めてつながらなかった。テレビ等はもちろん聞こえなかった、見れなかった、そういうことが指摘をされております。吉川の消防本部の指揮系統、松伏あるいは南分署との連絡を含めて連絡体制はどうか、それから後ほど触れますけれども、消防が対応しなければならない事態が1カ所だけではなくて、南のほうでも、松伏でも、吉川市内の数カ所でもというようなときに、それぞれの指揮系統や分署の権限というのはどういうふうになっているか、連絡がとれないというような事態も想定をされているのか、消防内部の問題、同時に吉川市、松伏町の、つまり行政の中核のほうと現場の消防本部との連携というのは大災害のときにうまくいくのか、そこら辺の実情を伺っておきたいということであります。

次に、防災、減災の対策のうち6つの項目について質問をさせていただきます。大きな地震が来た場合に、幾ら消防車があっても、消防が駆けつけることができない、あるいは駆けつけたとしても、現場に近寄ることができない、そういうことが阪神・淡路大震災では特にそういう事態が指摘をされています。

今回、比較的火災は少ないとは言われながらも、最低百数十件発生しているようでありますけれども、質問の第1は、消防車が入れない事態、入れない地域についてどういうふうに認識をされているかと。これも前回も伺ってはおりますけれども、より具体的にどの程度の道幅のところが入れないのか、それは吉川の場合、何キロぐらいあるのか、松伏の場合にどのぐらいあるのか、町名等も含めて具体的に一步踏み込んだ答弁がいただければと思っています。

消防水利、さきに配布をされました消防年報にもきちんとデータが紹介をされております。この駆けつけたけれども、消防の水利は十分なのかという視点であります。現在、消火栓、吉川と松伏合わせて1,083カ所にあるというデータが掲載をされています。この基準はどういうことで設置をされているのか、そして状況によっては必ずしも消防から見て適切どころにすべて配置をされていないところもあるのかなと、そんな気もいたしますけれども、そういうことを含めて消火栓は十分なのか、何か問題点があるのか、そういうことを含めて設置基準と実情を伺っておきます。

また、具体的に、実践的にいざという場合に、消防車が入れないよ、實際上、実働ができないよと、そういうような事態というものを先ほどの消防の予防し、警戒し、鎮圧をするというこの立場から、消防としてはこういう懸念がありますよと、その場合はこういう協力なり、こういう消防以外の対応、あるいは連携ということが必要ですよということを含めて、消防車等が活用できない事態の想定、活用ができない場合はどうするのか、そのことのお考えをこの機会に伺っておきたいということでもあります。

また、大地震が起こった場合は、吉川市の周辺も同じような被害を受けている可能性がある。どこからも、応援などは基本的に短期間の間に求めるわけにはいかないだろうと、そういう状況も想定しながら、同時に時間帯や季節等によっては、数カ所で同時に火の手が上がるというような事態もあると思います。もう阪神・淡路のときは手がつけれなかった。消防団も被災を受けている人が大勢いるわけですから、団員が大体駆けつけられない。今度は、動こうとしても、車が動かない。電話だけはわんわんと鳴ったけれども、どうしようもなかったと、そんな事後報告を聞いたことがあります。都市の規模が違いますけれども、少なくとも数カ所で同時に火の手が上がる、そういうことは想定していらっしゃるだろうと思います。そういうときにどこまでできるのか、消防団の器材、要員を含めてどんなふうに対応能力があるか、そういう事態が起こったらどういうふうに物事を考え、処理すべきだと受けとめているのか、そういうこともあわせてご答弁いただければと思います。

次に、いざという場合、消防団は駆けつけた。まずは飲料水、食糧、燃料、消防職員の最低必要な備蓄というのはどういうふうになっているかということ、分署を含めてその実情、あるいは消防団というものも含めてお話を伺っておきたい。

また、吉川市や松伏町のいわゆる備蓄等の内容、これはある程度予算、決算等の中でも出てくるものでありますけれども、その内容あるいは自主防や自治会等も備蓄に余念がありません。この吉

川市域全体、吉川、松伏の全体の中の備蓄状況というものはどうなっているか、行政だけではなくて住民側の自主的なものも含めて、あるいは飲料水もペットボトルの飲料水だけではなくて、この消防の敷地内にも飲料水の備蓄があると聞いていますけれども、例えばそのほかの場所、吉川小学校なんかにもありますが、何カ所あって、どの程度で、それはどんなものに活用できて、どのぐらいの市民の安全にこたえられる状況なのか、そしてそれらのことを含めた全体の備蓄の体制、飲料水、食糧を含めた備蓄の体制というものを住民を含めて共有をさせていただいたほうがいいだろうと、そういう視点で実情をこの機会に、消防の議会で確認をしておきたいということであります。

次に、防災訓練についてでございます。防災訓練につきましては、前回も質問をいたしました。それほど大きな変化はないというように受けとめましたけれども、その後、若干時間も経過した中で、訓練の内容等に変化があるのか、あるいは訓練の内容を少し実践的に変えようというような、そういうお考えがあるのかどうかということを含めてまず伺っておきます。

次に、提案を含めて、やっぱり防災上いろんな問題があるよというところほどしっかりとした、地に足のついた防災訓練を、減災の対応というものが必要であるというふうに思います。そういう意味では、道路が狭隘だとか、木造家屋が密集しているとか、そういうところについては、その場所で防災訓練をやったらいかがだろうか。つまり公園や運動場でやっている、やや広い意味での遊び的要素が入っているなど。それも非常に必要なことです、人に集まってもらうという意味でも。楽しんで、そして防災の意識を向上させてくれればそれに越したことはないのですけれども、こういう時世でございますので、やっぱりある種、防災、減災に本格的に、より実践的に取り組んだほうがいいという見知と、そういう実情にあるところについては、その狭い道路、あるいはやっぱり木造の建物が密集して、そこに囲まれている状況の中でできる具体的な訓練、減災・防災、避難、備蓄の点検等も含めてやることはできないかと、そのことが今はむしろ求められているのではないかという立場から提案を含めて質問をさせていただきます。

あわせて簡易消火器、私は簡易消火器という場合は、家庭用などに配置されている消火器という意味合いでここでは使っておりますけれども、やはり火事を出さないという立場からすれば、全戸に配置をしていく、そういうことが必要ではないかと、そういうキャンペーンなり誘導があってもいいのかなと思っています。

その考え方と、もう一つは、この家庭用の消火器等の回収、更新はいいけれども、回収がなかなか面倒くさくて、普通の家庭で二、三本はたまっているというところが結構多く聞いています。例えば、防災訓練のときに、業者に協力を求めて、その訓練に来たときに持ってきてもらえば全部更新できますよと。あわせて使い方も改めて確認の作業をしますというような、連動させて簡易消火器の設置と、それから回収ということも容易にやれるようなそういう状況をつくっていくということもあっていいのかなと思っています。

次に、点検や検証についてでございます。3月11日の大惨事後、とりわけ引き締まった調査や

点検が行われたのではないかと思います。この消防年報にも危険物の査察あるいは調査結果などが紹介をされておりますけれども、いろんな危険物というのは相当あるなということを改めて感じていますと同時に、この査察自体もなかなか大変なエネルギーが必要だろうなと改めて思っています。消防法に基づく各種の届出、こういうボイラー、変電設備、発電設備、ネオン管等設備、水素ガス、いろんな届出、20種類ぐらいを超えているのかな、届出だけでも484件のそういうことが報告をされておりますし、そういう中で具体的にこの大惨事後、特に重点的に調査や査察をしたこと、点検したことは何があるのだろうか。そして、その結果、どういう問題があるのか、問題はなかったのか、今後継続した課題として取り組まなければならないことは何かということを含めて、この点検や検証について伺っておきます。

また、これはハード面の点検でありますけれども、ソフト面の体制や要因も含めて、さらには器材、備蓄、住民の協力等も含めていろいろ検討されたこともあると思います。具体的に問題点等があったら伺っておきたいということでもあります。

そして、最後に改善策や要望ということで、消防の重大な使命にかんがみて、さらに大地震が来るかもわからない、そういう重責を担う立場から現状でいいのかどうか。国や県に対する、もっとこういうことを力点を置いて明らかにしてもらいたい、予算をつけてもらいたい、実現してもらいたい、そういうことがあるのかどうか。あるとすればどういうことか、またこの消防組合としてはそれぞれの市や町等へどういう要望をされているのか、また具体的にこういう場を通じて要望をしておきたいことがあるのかどうか、あわせて自主防や住民への協力や対応についてどんなふうを考えていらっしゃるのか、改めて伺っておきたいということでもあります。

壇上からは以上でございます。毎回質疑が重なる部分もありますけれども、常に動いておりますし、また状況は多様で、そして一筋縄で対応できるような話ではないと思います。そういう意味ではご質問を重ねながら、さらに整理をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○山崎善弘議長 ただいまの6番、伊藤正勝議員の一般質問に対しまして、答弁を求めます。

相川勘造消防長。

○相川勘造消防長 お答えいたします。

伊藤議員のご質問の大地震に対する対応についてでございますが、東日本大震災のみならず、台風、竜巻等最近多発する大規模な気象災害や東海、東南海・南海地震、首都圏直下地震の発生が危惧される中、自助・共助も含めた防災対策の重要性が広く国民に認識されてきているところであります。

防災は、国や地方公共団体、住民、関係機関、事業所などが連携し、一体となって取り組むことによつて一層実効性のあるものとなると認識しております。消防機関といたしましても、この機会を逸することなく、防災関係機関との連携を密にして、地域の総合的な防災力の充実を図り、住民

の安心・安全を守るため、機動的かつ実効性のある消防体制を構築してまいります。

特に消防団との連携強化を推進することが重要であるため、消防団幹部を非常災害時に消防本部に設置する警防本部に参画させることなどの検討を行い、構成市の地域防災計画の見直しを踏まえて、消防計画及び警防規程の改定を行い、この計画に基づく訓練を行ってまいりたいと考えております。

なお、伊藤議員の各質問事項につきましては、担当課長から答弁をいたさせます。

○山崎善弘議長 鈴木克巳次長。

○鈴木克巳次長兼総務課長 次長兼総務課長の鈴木でございます。どうぞよろしく申し上げます。

伊藤議員のご質問に順次お答えをいたします。

1点目の災害対策本部のうち、1番目から3番目のご質問につきましては、本年3月議会でも管理者からご答弁をさせていただきましたところでございますが、改めて吉川市災害対策本部の事務局でございます吉川市市民安全課に私が照会をいたしまして、いただいた回答についてご報告をさせていただきます。

1点目の今、大地震に見舞われ、市庁舎で指揮がとれない場合、消防本部が対策本部になるのですかについてでございますが、現在、吉川市の地域防災計画では、大地震などの被害により、市役所の機能が停止した場合には、当消防組合消防本部の3階にある大会議室に災害対策本部を設置することとなっております。

続きまして、2点目の対策本部に必要な機能、施設と、3点目の準備はいつ整うかについてでございますが、災害対策本部は市長を本部長として、災害復旧に向けて意思決定や指揮監督を行う重要な機関と認識しております。この業務を遂行するに当たり、市民や関係機関との情報通信手段を確保するためにも、電話回線やインターネット回線が最低限必要と考えており、その整備は平成24年8月中に完了したいと考えております。

以上が市民安全課から伺った内容でございます。

次に、4点目の大地震の際の消防本部の指揮系統、松伏、南分署の権限は、連絡がとれない事態はあり得るか、吉川市、松伏町の消防本部との連携はについてでございますが、順次ご説明をさせていただきます。

まず、指揮系統につきましては、警防規程により災害の種別と災害規模に基づく出動区分ごとに第1指揮体制から第3指揮体制が定められております。大地震などの大規模災害時は、消防本部職員により警防本部が設置され、消防長が警防本部長となり、作戦会議において災害対策の総合的な基本方針が決定されます。構成市町との連携につきましては、吉川市の災害対策本部員に消防長、松伏町の災害対策本部員に松伏消防署長が指定されており、警防本部の総務班が災害対策本部との連絡調整を行い、必要に応じて災害対策本部に連絡員を派遣することとしております。

なお、警防本部長であります消防長が災害対策本部に執行された際には、次長が警防本部長とな

ります。

また、大地震発生時は、災害現場に現場指揮本部が設置され、現場の最高指揮者は大隊長である消防署長となり、南分署長は大隊長補佐として位置づけされております。

次に、警防本部と現場指揮本部との連絡方法につきましては、PHS電話、消防無線及びトランシーバーがあります。これらの通信機器での連絡が普通の場合には、伝令員による連絡とすることにしておりまして、連絡がとれない事態は発生しないものと考えております。

次に、質問事項の5番目の改善策や要望についてのご質問のうち、大地震に向き合い、備える消防の立場から改善策や要望はありますかについてでございますが、国に対しては、緊急消防援助隊整備費補助金の補助率引き上げと情報通信体制を強化するため不可欠であります消防救急無線のデジタル化は、多額の経費を要するため、これらの整備のための財政支援をお願いしたいと思います。

県に対しましては、昨今の大量退職時代において人材育成が喫緊の課題となっていることから、消防学校の訓練施設及び教育内容の充実をお願いしたいと思います。

市、町に対しては、昨今の厳しい財政事情におきましても、消防施設及び消防資機材の整備に係る予算の確保をお願いしてまいりたいと思います。

また、市町民との協力による防災対策が重要であることから、特に若者が参加しやすい防災イベントの企画や学校における防災教育の充実強化をお願いしたいと思います。

最後に、自主防災組織や住民に対しては、改善策と申しますか、提案となりますが、地域のコミュニティが希薄化し、少子高齢化社会の進展に伴い、災害対応として一層共助の重要性が増してくるものと考えております。

さきの大震災では、自衛官OBの活躍が脚光を浴びた事例がございました。埼玉県には、防災ボランティア登録制度もございしますが、より地域に特化して地域防災の核となる要因として、消防職団員や行政職員OBの積極的な活用策などについて、防災部局とともに今後、検討してまいりたいと考えております。

2点目の防災、減災対策につきましては、警防課長よりご説明をさせていただきます。

以上でございます。

○山崎善弘議長 浅子廣警防課長。

○浅子 廣警防課長 警防課長の浅子でございます。よろしくお願ひいたします。

伊藤議員の2点目、防災、減災の対策について順次お答えいたします。

初めに、①の消防車が入れない事態や入れない地域についてどう認識しているか具体的にございますが、消防車が入れない事態につきましては、家屋の倒壊や道路の陥没、ブロック塀の倒壊などが予測されます。このような災害対応といたしまして、人的消防力の増強で対応を図ってまいりたいと考えております。また、消防車が入れない地域につきましては、前回の平成24年第1回定例会におきまして、高野議員の答弁のとおりでございます。

次に、2点目の消防水利施設は十分か、設置基準と実情についてでございますが、消防水利の基準は市町村の消防機関が消防活動をするために必要とする最小限の水利を定めたものでございます。当消防組合管内における消防水利施設の充足率は、基準数1,001基、現有数648、約65%の充足率でございます。市街化地域ではほとんど充足しておりますが、農地の多い市街化調整区域におきましては充足されていない状況でございます。この充足率につきましては、平成21年に県に報告したものでございまして、充足率の算出は3年ごとに更新するため、最新の充足率は平成24年8月以降に作成する予定でございます。

次に、③の消防車等が活用できない事態を想定していますか。活用できない場合、どうすればいいですかでございますが、地元自主防災組織、消防団、消防署が連携して人的消防力を有効活用し、対応を図ってまいりたいと考えてございます。

次に、④の数カ所同時に火の手が上がったとき、どう対応しますか。消防団の資機材、要員含めどこまで対処できますかでございますが、同時多発火災の対応は当消防組合の消防力では対応できない場合、県内消防本部や緊急消防援助隊など速やかに応援要請をいたします。応援隊が到着するまでの間につきましては、避難地及び避難路確保の優先、重要地域の優先、消火可能地域の優先、市街地火災活動の優先、重要な消防対象物の優先、火災現状活動の原則とし、消防本部、消防団の基本方針のもとに、同時多発火災の対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、⑤、飲料水の確保、燃料の確保は大丈夫か、実情をについてでございますが、水の確保につきましては、当消防組合では職員といたしまして条例定数160人分、1日3リットルで3日分の確保をしております。また、食糧につきましても、3日分確保しております。

吉川市では、市内6カ所に非常用水道施設、飲料水兼耐震性貯水槽がございまして、非常用飲料水として1万5,400立方メートルが確保されております。

松伏町につきましても、松伏町田中地区に飲料水耐震性貯水槽が100立方メートル1基とペットボトル4,200リットルが非常用飲料水として確保されていると伺っております。

次に、燃料の確保、実情についてでございますが、当消防組合につきましかつ燃料の確保は、各署におきましてそれぞれ携行缶にて確保しております。大災害の燃料確保につきましては、市内のスタンドから優先的に燃料の供給をいただけるよう体制を整えているところでございます。

次に、⑥の市、町の備蓄内容、自主防、自治会の備蓄状況、飲料水の備え、場所等を把握していますかについてでございますが、市や町の備蓄庫の内容につきまして、吉川市については市内21カ所に備蓄場所があり、非常時に必要な19品目が備蓄されていると聞いております。松伏町につきましては、町内10カ所に備蓄場所があり、非常時に必要な75品目の備蓄がされていると聞いております。今後につきましては、備蓄状況について情報の共有化を図ってまいりたいと考えてございます。

自主防、自治会の備蓄の実情、飲料水の備えにつきましては把握してございませんが、自主防災の理念であります自分たちの地域は自分たちで守るを基本に備蓄対応をお願いしたいと考えており

ます。また、自主防、自治会の場所の把握につきましては、把握してございます。

次に、4点目の点検、検証についての3.11後、特に強化した調査や点検がありますか、消防本部として懸念していることは何かありますか、体制、要員、消防団、器材、備蓄、住民協力等についていかがですかでございますが、3.11後、特に強化したものといたしまして、体制につきましては消防本部に次長職を置き、災害時、警防本部の充実を図りました。要員につきましては、震災後、職員の増員をいたしました。消防団につきましては、吉川市、松伏町の消防団の入団促進をいたしまして、女性消防団員の入団が大幅に増員されております。

資機材につきましては、災害支援者の新たな配備と水害時における住民避難用ゴムボートの増強をいたしました。さらに、消防団に対し、新たな資機材の配布をいたしました。備蓄は、市、町がそれぞれ災害備蓄の増強を図ったと伺ってございます。消防本部といたしまして、住民への協力依頼でございますが、大災害において自分の身は自分で守る、地域は地域で守る、自助・共助の必要性のお願いと火災を出さない。当面3日間の食糧、飲料水の確保など防災意識を高めていただくよう訓練、講習を通じて継続的にお願いしていくところでございます。

以上でございます。

○山崎善弘議長 森田栄吉川署長。

○森田 栄吉川消防署長 次に、防災訓練についての1番目の訓練の内容に変化はございますが、東日本大震災後は何らかの訓練を体験するという自主的、実践的な活動の方向性と、単に訓練を見学するという参加形態から体験参加型の訓練に移行されてきているのが大きな違いでございます。訓練は継続することが重要であると考えております。

次に、2番目の現地で実践的な訓練はできないのかについてでございますが、地域及び関係機関のご理解がいただけるなら、実践的な訓練は可能かと考えております。

次の3番目については、予防課長より報告させていただきます。

以上です。

○山崎善弘議長 島根力雄予防課長。

○島根力雄予防課長 予防課長の島根でございます。引き続きましてお答えをいたします。

まず、消火器の種類について申し上げますと、消火器には簡易消火器、また一般消火器や大型消火器の種類がございます。消火器の一般住宅への設置につきましては、法的義務はございません。現在、一般住宅で主に利用されておりますものは一般消火器、また住宅用消火器と申します。

当消防組合では、当消防組合ホームページ、また構成市町の広報紙、街頭キャンペーンなどを通じて一般消火器の設置をいただけるよう推奨しているところでございます。

更新と回収についてでございますが、廃消火器は環境省が所管する廃棄物処理法の広域認定制度に基づきまして処理をしなければならず、消火器を引き取る特定窓口と指定引き取り場所というのが指定されてございます。引き取り方法並びに処理方法というのが、また定められてもおります。

現在は、当消防組合のホームページなどで特定窓口として引き取り場所をお知らせしているところ
でございます。

なお、簡易消火器とはスプレー式の消火器のこととこちらは理解してございます。簡易消火器の
回収につきましては、吉川市においては有害ごみとして回収可能でございます。

松伏町にあっては、現在、回収不能とのことですが、他市町村の動向を見まして検討する予定と
のことでございます。

また、震災後の立ち入り等につきましてのご質問もございましたので、お答えいたします。平成
20年第1回のご質問のときにもありましたが、再度お答えをいたします。東日本大震災における管
内での危険物事故報告はございませんでした。当組合におきましては、震災発生後、即日、危険物
施設等貯蔵所等に対しまして、電話による聞き取り実態調査、これを実施いたしました。震災当日、
また後日の事故報告は今のところございません。危険物施設に関しましては、危険物の規制に関す
る政令並びに危険物の規制に関する規制において各施設ごと技術基準が定められており、その基準
に基づき許可を与えたものでございます。完成後、基準に合格したものについて許可証を交付し、
取り扱っているものでございます。特に震災後、屋外タンク貯蔵所、これにつきましては一部改正
がなされて強化されたものでございます。その後、立ち入りにおきましては、保管方法につきまし
ての指導、これにつきまして現在行っております。

以上です。

○山崎善弘議長 ただいまの答弁に対し、再質問はありませんか。

質問の事項の発言は、簡明にするようお願いいたします。

6番、伊藤正勝議員。

○6番 伊藤正勝議員 それでは、多岐にわたる答弁ありがとうございました。若干再質問をさせて
いただきます。順不同になりますが、よろしく願いをいたします。

まず、災害対策本部について伺っておきます。これはぜひ管理者に直接答弁をしていただきたい
のですが、吉川市の庁舎で災害対策本部の設置ができない、あるいは指揮がとれないというときは、
消防本部が対策本部になるということになっております。しかし、災害対策本部として機能するた
めには、最低限の施設整備が必要であります。今の答弁では、8月いっぱいまでには対応が終わる
であろうという話でありました。1年半近くかかって最低限の体制が整うということであろうと思
います。いささか対応が鈍い。改めて申し上げますと同時に、1つ伺っておきたいのは、今日以降、
その8月に体制が整うまでの間に地震が来ないとも限らない。そのときはどうされるのか。そのと
きの対応、責任ある立場でご答弁をいただきたい。

とりわけこの消防というのは、自治体の長、つまり吉川市長と松伏町長が基本的に法律上全責任
を負っている。こういう組織は珍しいといえますか、消防というのはそれだけ地域に密着をして、
同時に管理者、自治体の長の使命と責務の重さというのを改めて法律を見直しながら実感をいたし

ました。そういう立場で、今起こったら大丈夫なのだという心構えだけは最悪の事態に備える、これが危機管理の要諦であります。どう備えていらっしゃるのか、その点を伺っておきたいということでもあります。

次に、消防の職員、消防車が入れない事態、あるいは火事が数カ所で起こった場合、いろんなときに応援要請という言葉もありましたけれども、応援要請は事実上できない事態は大地震の場合には想定をされると。そして、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、人員が消防の職員あるいは消防団員がそのときに駆けつけられないことは相当あるのではないかと、そういうものをどんなふうにお考えになっているかということが1つ。

もう一つ、具体的に、今回、先ほど11人が退職をされて新しく採用されるということでもありますけれども、基本的には緊急事態に備える人たちは駆けつけられるところに住んでいてもらわなければ事実上役に立たないのです。どんなふう職員は採用になっていて、その人たちはどこに住んでいるのだと、いざというときにどれだけの人が駆けつけられるのか、そういう点検等はどうか、実情はどうかということをお伺いします。

それから、査察、点検、危険物の管理、この予防、消防年報の予防の欄、火災予防条例の一部改正等によって、すべての戸建て住宅等に住宅用火災警報器等の設置が義務づけられた。住宅用火災、私は簡易消火器の話を中心に質問したのですが、私のこの用語の使い方は、簡易というよりも、一般住宅用、家庭用の消火器という意味合いで質問をしております。言葉の使い方が正確でないということをお伺いして、この機会にちょっと改めさせていただいて、そういう意味を含めてしっかりと、先ほど要望と受けとめておきますという話がありましたけれども、具体的にご検討いただきたい。

それで、この予防という観点からも、先に議会が始まる直前に総務課長さんのほうから、実は吉川の中央公民館で火事というか、ぼやがありましたと。これが緊急避難棟何か公共物で、そして非常に重要な施設の一部から火が出たと。これはとても重く受けとめなければならないし、こういう議会できちんとやっぱり報告をすべき、そういう事案だということをお伺いして。

同時に、この後どういう対応をされたのか、何が原因で、今後どう対応されるのか、ここに消防年報の中で防火対象物、学校、公民館なども含めて1,280件の防火対象物、150平米以上のものに限ってもあるということでもあります。こういうものの査察の権限も皆さん方が持っているわけで、先ほど電話で聞き取りという話がありましたけれども、電話で緊急の事態の中で聞き取るということは、それあってしかるべきだろうと思っておりますけれども、やっぱり現地を点検をしていく、そういうことも少なくとも数年に1回は必要であろうと、そういう現場の具体的な査察をどこまでおやりになっているのか。それから、今回の公民館の火事の原因と、こういう問題が発生したことについてどう受けとめているのか、これは管理者に伺っておきたいということでもあります。

備蓄や飲料水、あるいは燃料等の確保、これは6カ所で何立方メートルということの説明がありましたけれども、どういうふうになっているのか、つまり何年に1回か更新をしていくのだと、水

を入れかえていくのだらうと思います。そうではないと飲料水にならない。どういう仕組みになっているというふうに把握をされているか。これはもう担当外だからということであれば、それでも構いません。要するにそういうことを含めて、飲料水が少なくとも何立方メートルではなくて、具体的に何日分なのだと、そういう答弁にしてもらわないと市民向けの生きた答弁にはならない。今後気をつけてもらいたいのは、そういうことにぜひ留意してもらいたい。数字が3割打ちましたと言えば一言でわかるのだけれども、数字だけではイメージができないものについては、具体的にもうちょっと、もう一言新たな数字をつけ加える。要するに市民にわかるように発信をしてもらえばと、これはここでは要望にしておきます。もしこの機会につけ加えることがあれば、つけ加えていただきたい。

危険物も、これで見ると本当にいっぱいあるなど。しかし、本当にこれをどういう形で査察をされたのか、単なる届出だとか電話確認だけなのか、どんなふうなやり方をされているのか、今の公民館の事例みたいな思わぬことが起きる。発生してしまってから慌てるというのがもう一般的であります。今回の東日本の大震災、阪神・淡路大震災、皆これまでの防災計画あるいは防災の体制が本当に実践向きではなかったという反省の声がいろんなところで聞かれます。さらに実践的にも詰めていきますので、今回答弁がかなわなかったものについても、より一步踏み込んで、さらに継続をしていくということを重ねて申し上げて、消防の皆さんがどんなに重大な使命を持っていらっしゃるか、そのことに改めて自覚し、そしてご尽力に心から感謝を申し上げて、再質問といたします。よろしくお願いいたします。

○山崎善弘議長 ただいまの再質問に対しまして、答弁を求めます。

鈴木克巳次長。

○鈴木克巳次長兼総務課長 伊藤議員の再質問につきましてお答えをさせていただきます。

同時多発火災が発生した場合の人員の確保についてのご質問がございました。人的消防力の確保につきましては、大変重要なものと認識をしております。職員の人員の確保につきましては、非常参集訓練を定期的に行いまして、それらにおける課題等を整理してまいっておる次第でございます。昨年も3回ほど実施をいたしました。ことしに入りまして6月に、こちらは電話、メール等だけの連絡訓練ですが、実施をしたところでございます。

実際の非常参集に基づく訓練は、昨年1回実施をいたしまして、これは地震を想定したもので、職員は自転車または徒歩、あるいはバイクで参集することとして実施をいたしました。

それ以外の職員の居住地のご質問につきましては、鈴木議員から一般質問がございまして、現職員の在住自治体別の人数がご質問でございますので、そのときにお答えをさせていただきます。

以上でございます。

○山崎善弘議長 浅子廣警防課長。

○浅子 廣警防課長 それでは、伊藤議員の再質問に対しまして飲料水の状況等についてご答弁申し

上げます。

水道施設につきましては、会野谷浄水場8,000立方メートル、南配水場7,000立方メートル、それから吉川松伏消防組合、中曽根小学校、吉川小学校、なまずの里公園に100立方メートルの飲料水として確保してございます。また、耐震性飲料水でございますが、貯水槽の飲料水でございますが、これは循環式でございまして、災害があったときに安全弁が働きまして、遮断されるような構造でございます。また、ペットボトルにつきましては、5年間の保存期間がございます。また、備蓄品についても、食糧等については5年間で有効でございます。

以上でございます。

○山崎善弘議長 島根力雄予防課長。

○島根力雄予防課長 引き続き予防課長、島根が報告させていただきます。

再質問の住宅用火災警報器並びに住宅用の消火器の回収につきまして、また中央公民館、続きまして危険物施設の立ち入りについて、順次お答えをいたします。

まず、住宅用の火災警報器につきまして、義務化された経緯からご説明申し上げます。一般住宅火災の死者というものが1,000人を超えたことによりまして、平成15年、消防法の改正がございました。そこで、一般住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられたところでございます。これは逃げおくれを防止するためということで、新築住宅にありましては平成18年6月1日から既存住宅にあっては5年間のうち、火災予防条例で期間を決定するというので、当組合にありましては新築住宅、これにつきましては平成18年6月1日から、既存住宅にあっては2年後の平成20年5月31日までに設置をするということで条例を改正したところでございます。全国的には、昨年、平成23年5月31日までということで、現在は全国すべてにおきまして設置の義務になっておるところでございます。

住宅用火災警報器の設置率につきましては、ここで県の報告をしたところですが、吉川、松伏両地区に合計合わせますと、設置数が56.3%、これにつきましては吉川駅の美南地区、こちらと、吉川団地、これにつきましては100%設置済みですので、除外させていただいております。除く設置率が56.3%となります。

続きまして、一般の住宅用消火器、この回収につきましてということで、これにつきましては先ほども申し上げたとおり、消火器のリサイクル法が定められておりまして、一般廃棄物としては処理ができないということになりまして、これにつきましてはリサイクルを推進する法律ということで2009年から現在広域認定制度が発生しております。これらの回収につきましては、メーカーまたこれを受託した認定業者が現在行っているということになります。

消火器につきましては、一応耐用年数というのがございまして、一般消火器、これにつきましては一応容器につきましては8年、これはPL法、製造物責任法が施行されて、メーカーでちゃんと一般消費者等にお伝えしなければならないよということがございましたので、現在は表示はされているということになります。一般住宅におかれます家庭用住宅消火器につきましては、耐用年数、

消費期限を設けまして5年ということで現在が進展しているところでございます。扱い等が簡単ということで、現在、当消防組合におきましても住宅用火災警報器を推奨しているところでございます。

また、簡易消火器、先ほど申しましたが、エアゾール式タイプ、これにつきましては3年を目安ということになります。また、回収につきましては、防災訓練、自治会等におきまして業者間で回収できるものにつきましては、今後、利用者とお話を進めながら、そのような方向で進めたいと考えております。また、引き続き昨日の中央公民館、これにつきましては現在、火災調査中でございますが、概略を申し上げますと、消防用の設備等におかれまして誘導灯、大型の誘導灯になります。これが設置されておったのですが、これが機器の劣化かどうか現在のところ判明はしませんが、リコール品社告が出ているものの同型であるということが現在判明しております。現在、メーカーと調整中です。火災調査にあつては、メーカーまたリコール品該当品であったということをメーカーには伝えて、現在、火災調査中でございます。通常の立入検査等におきまして、型番までちょっと把握しておりません。位置、構造、設備、これがきちんとそれに基準するように設置されているかどうか、これにつきましては立ち入り時におきまして確認はしております。また、防火対象物点検制度、こちらはまた消防用の設備点検報告書、こちらにつきましては異常なしということで報告を受けております。あわせて注意して、今後は立ち入り等にあわせて指導また通知等はしていきたいというふうに考えております。

消防用の設備の若干リコール品もございまして、改めまして進めたいと存じます。先ほどの誘導灯につきましては、平成18年に社告が出まして、そこにあわせて各消防用設備点検業者、また各消防関係につきまして通知等を配布しているところでございます。さらに、当時、ホームページ上でも通知をしたところでございます。現在は載せておりませんので、改めましてここで進めたいと存じます。

また、震災時におきましての危険物ということでございまして、当日につきましては電話対応をさせていただきました。後日、その施設等におきまして立入検査も実際行っておりまして、事故はないものの、保管方法、そちらにつきまして対策をとるような対応を図ってまいるところです。防火対象物につきましても、若干の変形等があったものの、施設に異常はないということで逐次改善するような方向で立ち入り検査等を実施してまいったところでございます。今後も引き続きまして地震対策等につきましては、消防用設備、危険物施設等での立ち入り是正指導を進めたいと考えております。

以上です。

○山崎善弘議長 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時06分

○山崎善弘議長 それでは、再開させていただきます。休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番、鈴木勉議員の質問を許可いたします。

通告第2号、7番、鈴木勉議員。

○7番 鈴木 勉議員 7番議員の鈴木勉でございます。4月の選挙で初めて議員になったものから、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

まず、私のほうからの質問でありますけれども、既にご承知のとおり、昨年の東日本大震災後、各自治体の防災・消防力の強化ということは、その必要性は一層認識されているところだというふうには思っております。その中で、その防災・消防力を担うのは、一番中心となるものは消防職員の体制にあるというふうに思いますし、消防職員がそれを担っていくわけですが、その意味ではもっと増強していく必要があるのではないかということで、以下の点について質問をしていきたいというふうに思います。

現在の職員数が148名ということになっておりますけれども、この体制が果たして適正な人員体制にあるのか、人員不足の実態がないのか、その点お伺いしたいというふうに思います。

2点目として、1と関連しますけれども、この間、この管内も人口もふえておりますし、業務の内容や量、質問を含めてですけれども、総合的に判断して増員が必要だというふうに私自身は判断するのですが、その増強についてどのような方針をお持ちなのかお伺いしたいというふうに思います。

3点目として、人員体制とも関連する問題ですけれども、職員の年次有給休暇及び夏季休暇の取得状況についてお伺いしたいというふうに思います。平均取得率、日数です。それで、資料として職場・部署別の取得率、取得日数の人数分布をお示しいただきたいということで、今日、配付がないようなので、改めて要請したいと思います。

あと4点目として、災害時の緊急出動なり地域の防災力ということで、消防職員の採用に当たって、基本的にやっぱり地元雇用、地元、吉川市、松伏町に住んでいる方を一定程度採用枠として設定していくことが必要ではないかということで、これは雇用面の効果というか、雇用確保の点からいっても必要ではないかということで、その点についての考え方をお尋ねしたいというふうに思います。

資料については既に配付されておりますので、質問は省略したいというふうに思います。

以上です。

○山崎善弘議長 ただいまの7番、鈴木勉議員の一般質問に対しまして、答弁を求めます。

相川勘造消防長。

○相川勘造消防長 鈴木議員のご質問にお答えをいたします。

防災・消防力の強化の必要性についてのご質問でございますが、昨年3月の東日本大震災を教訓

とし、改めて消防の使命の重大さや住民からの信頼と期待を痛感し、消防力のより一層の充実強化が求められていることにつきまして、十分認識をしているところでございます。吉川市並びに松伏町を管轄する当消防組合の署所、各種消防自動車、消防資機材及び人員体制を含めた消防力、消防体制でございますが、構成市町の限られた財源の中で消防に対する住民の負託にこたえるべく、現在の管内人口や都市構造など地域実情に即した消防体制であるものと認識しておりますが、さらなる都市化や高齢化社会の進展など将来の管内情勢と消防事情を的確に見据えた消防力の充実強化と消防技術・知識の向上及び人材育成に努め、最大限に効率のよい消防サービスを提供できますよう全力を尽くしてまいりたいと考えております。

なお、質問要旨でございます各項目につきましては、次長兼総務課長より答弁させていただきます。よろしく願いいたします。

○山崎善弘議長 鈴木克巳次長。

○鈴木克巳次長兼総務課長 鈴木議員の質問に順次お答えいたします。

消防職員の人員体制についてのうち、1点目の現在の職員数は類似自治体と比較して適正な人員体制にあるのかについてでございますが、署所数、各種消防自動車数、消防職員数を含めた消防力は、国で示されております消防力の整備指針により定められております。平成24年4月1日現在の署所数及び消防ポンプ自動車、救急車などの各種消防自動車の消防力の充足率は、国の基準で見ますと92.4%でございますが、地域の実情を勘案した場合には100%となっております。人員につきましては、現在、消防職員数は148名でございますが、消防署におきます消防ポンプ自動車、救急車などを常時運用する隊員並びに消防本部に配置しております通信員、予防要員及び庶務の処理に要する人員の総数におきます充足率は、現在、75.5%でございますが、おおむね全国平均値程度であるものと認識しております。

なお、類似団体との比較につきましては、平成24年4月1日現在の管内人口9万8,681人で、管轄面積が48平方キロメートルでございますが、管轄面積を加味せずに、管内人口におきます職員1人当たりの負担人口が668人でございます。このような観点での管内人口と管轄面積での類似自治体と比較でございますが、直近の確定した資料が平成23年4月1日現在のものとなりますが、まず埼玉県内ですと三郷市消防本部が管轄面積が30平方キロメートルで、管内人口は13万3,372人で、職員1人当たりの負担人口が855人でございます。関東圏内ですと、千葉県の子孫市消防本部が管轄面積が43平方キロメートルで、管内人口が13万6,193人で、職員1人当たりの負担人口が933人でございます。

また、神奈川県伊勢原市消防本部が、管轄面積が56平方キロメートルで、管内人口は10万989人で、職員1人当たりの負担人口が863人でございますが、類似団体と比較いたしましても大幅に人員不足の実態はなく、おおむね適正な人員体制であるものと認識しております。

次に、2点目の今後の職員体制の増強についてどのような方針かでございますが、先ほど消防長

が答弁いたしましたとおり、消防・救急需要を的確に見据えた消防力の充実強化を図りたく、近年におきましては吉川美南駅周辺の居住人口の急増が見込まれており、当該地区を管轄いたします南分署に配備する消防ポンプ車の最低搭乗人員を3名から4名に増強するために、実働員2名の増員が必要と考えております。

また、現在、管轄区域の中心にある吉川消防署に配備する救助隊は、最低確保人員を4名として救助事案に対応しておりますが、平成24年4月1日現在の管内人口が9万8,681人ございまして、救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令に基づきまして人口10万人を超えた場合には、人命救助に関する専門的な教育を受けた隊員5人以上で編成する特別救助隊を編成する必要があり、当該特別救助隊編成に係る人員2名の増員が必要であると考えております。これらの状況から、当面4名程度の実働人員の増員の必要があると検討しております。

なお、消防職員は採用後に埼玉県消防学校におきまして半年間、初任教育に入校いたします関係上、埼玉県消防学校の受け入れ体制により実際の職員数と消防本部と各消防署に実働人員となる職員数が異なることから、十二分に精査検討の上、採用人員を決定し、消防力の増強を図るとともに、職員の質的レベルアップを図ってまいりたいと考えております。

次に、3点目の職員の年次有給休暇及び各種休暇の取得率、日数は、他の自治体の消防職職場と比較した場合、どのような状況にあるか伺うについてでございますが、平成23年度における当消防組合の年次有給休暇の取得状況は、毎日勤務者28名で、平均9.6日、交代制勤務者115名で平均9.4日、消防組合全体で9.4日となっております。

近隣の消防本部における取得状況の平均が、毎日勤務者で10.3日、交代制勤務者で12.8日となっており、当消防組合における取得日数は、近隣の消防本部と比べてわずかに下回る状況となっております。また、平成23年度における当消防組合の夏季休暇の取得状況につきましては、毎日勤務、交代制勤務者、消防組合全体、いずれも平均で6.3日となっております。付与日数7日に対しまして、90%の取得率となっております。

近隣の消防本部における付与日数はおおむね7日前後となっておりまして、取得率の平均は毎日勤務者で83.8%、交代制勤務者で94.4%となっております。これらを見ますと、当消防組合と同程度の状況でございます。

次に、4点目の新規採用職員の採用基準に地元吉川市、松伏町の在住者採用枠を一定数確保、設定すべきではないか伺うでございますが、新規採用職員の採用基準におきましては、厚生労働省から埼玉県企画財政部市町村課長を經由して、「公正な採用選考をめざして」などの冊子により、憲法で保障されておりますとおり、応募者の基本的人権を尊重し、適正、能力のみを基準として行うこととされており、今後におきましても当組合で実施する新規採用職員の採用基準は適正、能力のみを基準として実施するものいたします。

ご通告のとおり、災害時の緊急招集や地域の防災力などの趣旨の観点から、採用募集に係る周知

方法につきましては、継続して吉川市並びに松伏町の広報紙や管内公共施設へのポスター掲示など管内に重点を置いて実施してまいりたいと考えております。

最後に、資料としてご請求の現職員の在住自治体別の人数と、最近5年間の新規採用者採用試験時の在住自治体別の人数につきましては、お手元の一般質問通告第2号資料をごらんください。

初めに、資料の1枚目をごらんください。現在、吉川市並びに松伏町の管内在住者は90名で、61%の割合となっております。三郷市、越谷市、草加市、八潮市の5市1町を含めると、121名で82%でございます。

次に、資料2枚目をごらんください。最近5年間の新規採用者、採用時の在住自治体別の人数につきましては、採用時を採用試験時と提示をさせていただいておりますので、ご了承をお願いします。

最近5年間の採用試験時の在住自治体別の人数は、平成20年度から平成24年度までの5年間で40名の採用者がありました。そのうち吉川市在住者は11名の27.5%で、松伏町在住者は7名の17.5%でございます。管轄区域からの採用者は18名の45%の割合となっております。なお、遠方で県外居住の採用試験受験者につきましては、採用時までには管轄内または近隣市に転居をしておられる状況でございます。

それから、先ほどご指摘がありました職場別、部署別の取得率、取得日数につきましては、後ほど資料で提供をさせていただく予定でございます。

以上でございます。

○山崎善弘議長 ただいまの答弁に対し、再質問はありませんか。

7番、鈴木勉議員。

○7番 鈴木 勉議員 それでは、再質問させていただきたいというふうに思います。

24年度の予算書も見せていただいたのですけれども、それを見ますと、人件費の全体が退職金の積み立てである総合事務組合の負担金を含めると11億5,178万円ということで、全体予算の74.65%という数字になっているわけですが、およそ4分の3は人件費という、これは消防の性格上そのようになるのかなというふうに思っているところなのですけれども、当然職員を増強すれば予算額がふえていくという、そういう必然性があるとは思いますが、この間、職員の、私自身は好ましいとは思いませんでしたけれども、給与構造改革によって人件費総体自体は以前よりは少なくなっているはずですが、平均賃金にしてもずっと減って、ここの退職者の関係もありますし、今後、現給保障との絡みでどんどん退職してきますから減っていくわけで、その意味では仮に多少ふやしたとしても、いきなり全体の予算がふえるという、ほかの予算との絡みもありますけれども、人件費そのものが大きくふえるという、その人数にもよりますが、状況にはないのかなと、そういう面もあるのではないかなという、これは事実としてとらえていただきたいと思うのです。

それで、消防年表を見させていただいたのですけれども、ちょうど平成16年4月時点が最も多い

人数で152名という活字になっています。その後、ずっと減少して、平成21年4月時点で138名まで減少して、ちょうど14名ほど減少してきて、その後、少し回復して、現在に至って148名という状況にあるわけですから、それを考えますと、平成16年以降、実質的というか、もう実数そのものが実際はふえていないという現状がある、これは事実だというふうに思うのです。

そこで、この間の人口世帯数の推移もこちらの年表からちょっと見させてもらったのですが、平成16年は人口が9万1,021人、世帯数3万1,222戸です。平成24年度当初ですと、これが人口が9万8,681人、世帯数3万7,234戸ということで、伸び率で言いますと、人口では8.42%、世帯数では19.25%ふえているわけです。その意味では、必要な職員数、消防の職員の体制については、人口や世帯数というのは単純には比例はしないことは理解していますけれども、一定程度反映されるべきだという、それでなければ消防力は低下していると言わざるを得ないのではないかなと思います。その意味では、ぜひ職員の増強について、昨年の大震災以降、特にやっぱり地域の住民の皆様も、一番やっぱり防災力、消防力の強化を一層求めている情勢にあるわけですから、もっと体制を強化していくということが必要ではないかと思しますので、この点についてはぜひ管理者のほうからも答弁をいただければありがたいなというふうに思います。

次に、ちょっと年休の取得率ですけれども、多分、採用2年目以降20日間付与されますから、実際10日分を切っているということだと、取得率5割以下という実態だと思うのです。実際には、毎年繰り越しができる部分もあって、最大前の年の繰り越しの20日と今年の付与される20日で、最大数で持ち日数が大体40日という方が多分大半を占めているのだらうというふうに思うのですけれども、その中で9日代というのは、これはちょっと少な過ぎると。これは総務省なりでも年次有給休暇の完全取得、あと超過勤務の縮減とか、これはそういった通達なりも出しておりますし、これは事業者としては、やっぱりいかに完全消化に向けて努力していくかということが必要だらうというふうに思いますので、この通知は余りにも少ないというか、特に先ほどの近隣と比べても、近隣もそんなに多いとは思いませんけれども、交代勤務者で12.8日に対して、吉川松伏のほうは9.4日とおよそ3日半ぐらい差があるわけです。

取得日数別の人数分布を示していただければもっとわかりやすく分析できるのですけれども、やっぱりどこに分布しているかによっても傾向というのはわかりますので、0日の人と20日の人と2人で平均だと10日になってしまうので、そうすると、それが絶対だったりすると職場の状況が正確に把握し切れませんので、やっぱりこの日数について、まずはしっかりととれていないと、その要因が何なのかちゃんと分析をしていただいて、職場の人員体制なりそういうものに原因があるのか、それともとりづらいい雰囲気なり職場環境にあるのか、本人の意識がとりたくない、休暇をとってもやることないとか、そういう意識の問題にあるのかしっかり分析をしながら、この年次有給休暇の取得率向上に向けたしっかりした対策を講じていく必要があると思いますし、人間的な問題では前段に述べましたもっと体制強化のほうを、人員をふやしていくこともぜひやっていただくように、

そういう方針を持っていただくことを要請したいと思うのですが。

最後に、地元雇用枠ということで、これは確かに居住の自由というのもありますし、全部この管内だけですと制限すると法律上の問題はあるかと思えますけれども、一定の枠として確保することは、これは地元、私たちは税金でみんなやっているわけですし、その税金を還元ではないですけども、その税金がちゃんと地元の人の雇用につながるということであればもっといいわけですし、緊急出動なり、災害時なりにとっても、やはり地元にいるのかいないのかというのは大きな点ですので、先ほど、現在、管内ですと60%ぐらいになってきているということで、恐らく今までの在職者はかなの地元雇用の方が多いと思うので、今後はその割合がだんだん少なくなってくると思うので、このままいくと将来的には50%切ってしまうのではないかなというところも危惧されますので、この点についても一度ぜひそういう考えを地元雇用というのを一部枠をつくっていくと、そういう考えはないのか再度お尋ねしたいというふうに思います。

以上です。

○山崎善弘議長 ただいまの再質問に対しまして、答弁を求めます。

鈴木克巳次長。

○鈴木克巳次長兼総務課長 鈴木議員の再質問につきましてお答えをいたします。

まず、人員の確保につきましてのご質問がございました。前回3月議会でも申し上げましたとおり、現在の定員数が160名でございます。それに向けて消防需要を勘案いたしまして、必要に応じて増員をしていく方針でございます。

次に、年休の取得率のご質問がございました。まず、所属別の取得率を申し上げます。毎日勤務者では取得率24.0%、交代制勤務者の取得率は23.5%、所属別で申し上げますと、総務課では27.75%、予防課31.50%、警防課17.75%、指令課52.25%、吉川消防署19.75%、南分署26.50%、松伏消防署18.75%、これにつきましては先ほど議員からもご指摘がございましたとおり、採用後3年以上の職員につきましてはほぼ40日の有給休暇を所持しておりまして、取得は10日に満たない状況でございますので、このような状況になってございます。

有給休暇が取得できない状況の要因につきましては、1点目は、採用後、特に5年未満の職員につきましては、災害出動の体験を多く持ちたいということで、余り取得を希望しない職員が多いということが1つ挙げられます。もう一点につきましては、当消防組合の職員数148名中25歳から40歳未満の職員が49.32%で、ほぼ半数が25歳から40歳未満の職員になっております。これらの職員につきましては、結婚に伴う特別休暇、これは10日間ありまして、これらの取得でございますとか、配偶者の出産につきます特別休暇が8日間取得できます。これらの取得も同時に取得しておりますので、その特別休暇を取得したことによって、有給休暇が取得しにくい状況も事実上あるのではないかとこのように分析しております。

それから、夏季休暇の件につきましては、平成22年度に吉川市の勤務時間条例を準用しているの

ですが、その読み替え規定で吉川市では7月から9月の間に7日間夏季休暇を取得するように規定されておりますが、その読み替え規定を改正いたしまして、当消防組合では6月から10月までの間に取得できるように改正をして、取得しやすい状況をつくったものでございます。

それから、3点目の地元採用枠の件につきましては、今後、そのような団体があるのかどうかも研究をいたしまして、検討をさせていただく予定でございます。

以上でございます。

○山崎善弘議長 次に、4番、高野昇議員の質問を許可します。

通告第3号、4番、高野昇議員。

○4番 高野 昇議員 4番、高野です。一般質問をさせていただきます。

初めに、先月16日ですが、吉川市の防災リーダーの認定講習がこの消防本部で行われました。私も6年ぶりで受講させていただきました。本当は5年で更新の受講をしなければいけなかったのですが、6年ぶりになってしまいました。今回、地元の自治会、自主防災会の人にも呼びかけて、4名で受講させていただきました。当日は、浅子警防課長からの講演も受けました。

訓練は、第2中隊の皆さんに訓練の指導をしていただきました。途中で消防車、救急車が緊急出動し、訓練が中断するという中で訓練でありました。ありがとうございました。この訓練の成果といいますか、訓練を受けて、地元の防災の取り組み前進のために努めていきたいと思っておりますので、引き続きご指導をよろしくお願いいたします。

今回、一般質問は、1点だけ通告をさせていただきました。消防救急無線のデジタル化及び共同化についてという内容であります。消防の救急無線については、現在、アナログ方式で採用されているかと思っております。これが将来、デジタル通信方式へと改められることになっていると。その理由として、近年、携帯電話など電波を利用する電子機器類が多数開発、普及されたため、電波環境が次第に逼迫し、電波の有効利用を図る必要があること。また、情報通信技術の発展により、データ、電装等による電波利用の高度化が図られてきており、消防救急分野においてもこうした技術を積極的に活用し、機能強化を図るとともに、高度な利用ニーズにこたえる必要が生じてきていることがあるとされています。

全国消防長会でも、平成9年1月から消防通信に関する特別研究委員会で消防救急無線のデジタル化について検討を始められ、平成11年5月にデジタル化の推進が決定されたとのことであります。その後、平成14年6月には、共通仕様を取りまとめられ、平成15年10月には現在利用されているアナログ周波数の使用期限を平成28年5月31日までとする電波法関係審査基準の改正が行われたとのことであります。

そうした中で、2年前のこの消防議会において、戸張管理者から消防救急無線のデジタル化について行政報告がございました。消防広域化に沿ったブロック単位での共同整備について検討を進めているとの報告でありました。

また、そうした中で、先日、三郷市が県内初、2013年度から市消防本部の無線にデジタル方式を導入する旨の報道がありました。消防救急無線のデジタル化について、これまでどのように検討されてきたのか、当消防組合としてどう対応していくのかについてお伺いをいたします。よろしくお願いいたします。

○山崎善弘議長 ただいまの4番、高野昇議員の一般質問に対しまして、答弁を求めます。

高橋浩造指令課長。

○高橋浩造指令課長 指令課の高橋でございます。それでは、高野議員のご質問にお答えいたします。

消防救急無線のデジタル化及び共同化についてでございますが、消防救急無線のデジタル化計画では、整備費用の低廉化を図るため、県域を1つのブロックとして整備することとしてきました。これは平成19年3月ごろの時点のことでございます。

しかしながら、平成21年度になっても整備運用主体が決まらなかった。選定された基地局の中には、新たな鉄塔の建設などが必要となり、低廉化が図れないなどの理由により、平成22年8月に開催された知事と市町村長で構成する埼玉県消防救急無線の広域化、共同化推進協議会において、整備方針を消防の広域化7ブロックごとに最適な基地局エリアを検討して整備するに変更いたしました。これを踏まえ、当ブロックでも消防長による調整会議を4回、担当者による検討会を6回開催し、基地局の位置や概算費用等を検討してまいりました。

一方、消防組合と八潮市は、共同整備、共同運用を主張してきましたが、費用の低廉化が図れないことなどの理由から他の草加市、三郷市、越谷市、春日部市は単独整備へ移行することとなりました。そこで、今後、アナログ方式の使用期限であります平成28年5月までに吉川松伏消防組合といたしましても、単独でデジタル化の整備することといたしました。

以上でございます。

○山崎善弘議長 ただいまの答弁に対し、再質問はありませんか。

4番、高野昇議員。

○4番 高野 昇議員 答弁ありがとうございました。単独で整備していく方針であるということですが、デジタル化した場合の1つの懸念として多大な費用がかかるということがあるわけですが、この事業を予算化する場合には、吉川市、そして松伏町で予算化の内容については検討されるかと思えますけれども、デジタル化に対応した設備を整備する場合には、当消防組合として単独で整備するとなると、大体どのぐらいの費用が見込まれるのか。三郷市の場合は、この間、新聞報道では、今回の6月議会に提案されたのが関連工事の請負契約2億1,210万円という金額でした。この場合の吉川松伏消防組合で整備する場合はどの程度が見込まれるのかということと、三郷市の場合には県内初ということですが、まだデジタル化されていないアナログ式と両方あるということ、当面は2つの方式で併用してやっていくということですが、吉川松伏消防組合の場合は、その辺は三郷市のようにデジタル化とアナログ化と一緒に当面やっていくのか、それともデジタル化に一挙に切

りかえていくものなのか、その辺はどのように検討されているのかということ。

もう一点は、このデジタル化については広域化のブロックの範囲で検討されてきたということですが、広域化そのものが、ここは第6ブロックですけれども、進展がないということですが、消防行政の広域化そのものは現在どういう状況になっているのか、学習会等を重ねているということでもありますけれども、その広域化についての現在の状況、そして今後どういう見通しなのかということもあわせてお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○山崎善弘議長 ただいまの再質問に対しまして答弁を求めます。

高橋浩造指令課長。

○高橋浩造指令課長 高野議員の再質問にお答えします。

まず、1点目のデジタル化の費用でございますが、おおむね三郷市消防本部と同じぐらいの金額になると思います。今、概算でうちのほうも見積もり等を他の業者何社かからとっておりますが、これはデジタル化の協議の中でも事前にとっていたのですが、大体おおむね2億二、三千万円というふうな形で来ております。最終的には入札という形になりますので、同じ金額になるかはちょっとわかりませんが、そういう状況でございます。

それから、2点目のデジタルとアナログ方式で対応していくかということですが、これも三郷市と同じように両方を使えるようにしていきたいと思っております。なぜかといいますと、私どもがデジタル化を先に進めた場合に、他の市町村との応援協定の通信ができなくなるということがありますので、現在使用しているアナログ無線とあわせてデジタル無線を進めていくと、このように考えております。

以上でございます。

○山崎善弘議長 相川勘造消防長。

○相川勘造消防長 お答えいたします。

広域化の件でございますが、現在、消防長の集まりで学習会をしているところでございます。第6ブロックの消防長が集まりまして、広域化に向けての学習会を県の消防防災課のオブザーバーの方からいらっしやいまして、広域化に向けての学習会を進めておりますが、それぞれの市の事情もございまして、現在、まだ情報の交換のところございまして、方向性まではまだ決まっております。引き続き学習会を進めるところでとどまっているところでございます。

以上です。

○山崎善弘議長 以上で一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時46分

再開 午前11時51分

○山崎善弘議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎第6号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○山崎善弘議長 日程第8、第6号議案 吉川松伏消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

戸張胤茂管理者。

○戸張胤茂管理者 それでは、吉川松伏消防組合火災予防条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が公布されました。

内容といたしましては、近年の電気自動車の普及に伴い、電気自動車用の急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する条例の制定基準を新たに定める必要があるため、吉川松伏消防組合火災予防条例の一部を改正させていただくものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長から補足説明をいたさせます。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○山崎善弘議長 次に、島根力雄予防課長。

○島根力雄予防課長 では、吉川松伏消防組合火災予防条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

近年、温室効果ガス排出抑制の取り組みから、電気自動車の普及が進められており、今後、電気自動車のインフラ整備の一つとしまして電気自動車用急速充電設備が増加すると予想されておりますが、現在まで急速充電設備は火災予防上必要な安全対策が確保されていなかったため、総務省、消防庁におかれまして検討会を設置いたし、電気自動車用急速充電設備を対象火気設備に追加したことから、吉川松伏消防組合火災予防条例の一部を改正し、急速充電設備を追加するものでございます。

改正内容ですが、お手元の第6号議案 吉川松伏消防組合火災予防条例の一部を改正する条例をごらんいただきたいと思います。11条に変電設備、次に11条の2としまして急速充電設備を追加しております。この規制は、急速充電設備の全出力が20キロワットから50キロワットまでの急速充電設備が規制対象となります。主な内容としましては、急速充電設備を不燃の金属材料で囲い、堅固

な床、壁、支柱等に固定をするものということです。さらに、安全対策として充電コネクタが接続されなければケーブル等に電気が流れないように対策がとられ、また異常が発生した場合、自動的に停止する措置が講じられております。詳細に当たっては、資料を参考に見ていただければと存じます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○山崎善弘議長 提案者の説明が終わりましたので、通告に従いまして6番、伊藤正勝議員の質疑を許可いたします。

通告第1号、6番、伊藤正勝議員。

○6番 伊藤正勝議員 今の説明でおおむね了解をいたしました。質問はこの機会に取り下げさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

○山崎善弘議長 次に、通告に従いまして、4番、高野昇議員の質疑を許可いたします。

通告第2号、4番、高野昇議員。

○4番 高野昇議員 4番、高野です。第6号議案について3点についてお伺いいたします。

まず、1点目ですが、電気自動車への充電については、現在、コンビニとかガソリンスタンドなどを活用した充電スタンドといいますが、その充電スポットや、あるいは家庭での充電も行われているかと思えます。こうした中で、電気自動車への急速充電が可能な充電スポット、今回の改正では新設の施設、それから既設の施設も対象になるかと思えますけれども、そうした中で現在の設置状況はどの程度設置されているのか、市内及び県内としましたが、できれば松伏町内を含めて設置状況をお伺いいたします。

2点目ですが、電気自動車を蓄電池として家庭用の電源として供給できる、充電できる車も開発されて、コマーシャルもやられています。電気料金が安くなる夜間の電力や太陽光発電で電気自動車に充電して、昼間のピーク時間に家庭へ給電する仕組みということでもあります。これによって、電力のピークシフト、それから電気料金の節約に貢献することができるとされています。こうしたことから、電気自動車から家庭などへ給電する場合、制限を受ける法律や条例等の規定があるのかどうか、お伺いいたします。

3点目ですけれども、自主防災組織でも、また個人の家庭でもガソリンやディーゼルエンジンによる非常用の自家発電機が設置されているところもあります。この場合に制限を受ける法令や条例等はどのようなものがあるのか、あわせてお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○山崎善弘議長 4番、高野昇議員の質疑に対しまして、答弁を求めます。

島根力雄予防課長。

○島根力雄予防課長 ただいまの高野議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、1点目の電気自動車への急速充電が可能な充電スポットの設置状況は、市内及び県内の状況でございますが、吉川市内及び松伏町内における急速充電設備は現在ございません。既存のもの

のにつきましても、ございません。埼玉県内におきましては49施設、近隣におかれましては三郷市、越谷市にそれぞれ2カ所設置されている状況でございます。

次に、2点目の電気自動車を蓄電池として家庭の電源として供給できる車も開発しているがでございますが、これに基づく条例規定につきましてですが、消防法や吉川松伏消防組合火災予防条例などの規制はございませんが、これにつきましては電気事業法並びに電気工事規制等で厳しく規制されているようでございます。1つの発電設備としてなり得れば、火災予防条例でも規制があるものと存じますが、現段階では規制はございません。

なお、ただいま宣伝しておる機械につきましては一般電気工作物ということになりまして、一般電気工作物としますと10キロワット未満は規制対象ではないというふうなことを東京電力保安協会のほうから聞いております。

次に、3番目の自主防災組織や個人住宅でも、ガソリンエンジンやディーゼルエンジンによる非常用自家用発電機が設置されているところもある。この場合も、法規制、条件はございますかでございますが、吉川松伏消防組合火災予防条例によりますと、内燃機関、エンジンを原動力とする発電機のうち固定しているものにつきましては火災予防条例で規制をしまして、届け出義務をいただいております。これは10キロ以上のものでございます。そちらにつきまして、位置、構造、設備、また管理の基準を設けて規制をさせていただいております。また、個人等で所有している移動可能な非常用自家用発電機、可搬型というものにつきましては、条例等の規制はございません。

以上でございます。

○山崎善弘議長 ただいまの答弁に対し、再質疑はありますか。

○4番 高野 昇議員 ありません。ありがとうございました。

○山崎善弘議長 質疑を打ち切り、討論に入ります。

討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○山崎善弘議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、本案を採決いたします。これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山崎善弘議長 ご異議ないものと認め、これより採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○山崎善弘議長 挙手全員であります。

よって、第6号議案 吉川松伏消防組合火災予防条例の一部を改正する条例は、可決することに決しました。

◇

◎第7号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○山崎善弘議長 日程第9、第7号議案 監査委員の選任についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

戸張胤茂管理者。

○戸張胤茂管理者 続きまして、第7号議案 監査委員の選任についてをご説明いたします。

本案につきましては、識見を有する者のうちから選任されております監査委員の小島伊紀氏の任期が7月31日に満了となりますので、再度選任することにつきまして議会の同意を求めるものでございます。

ご提案させていただいております小島伊紀氏につきましては、人格が高潔で、また行政運営に關しまして識見を有する方でございます。何とぞご同意をいただきますようお願いをいたします。

○山崎善弘議長 第7号議案につきましては、平成24年7月3日をもって通告を締め切りましたが、通告がありませんでした。

質疑を打ち切り、本案は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山崎善弘議長 ご異議ないものと認め、これより採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○山崎善弘議長 挙手全員であります。

よって、第7号議案 監査委員の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

◇

◎閉会の宣告

○山崎善弘議長 以上で、本定例会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして平成24年第2回吉川松伏消防組合議会定例会を閉会いたします。

本日は大変ご苦勞さまでした。

閉会 午後 零時05分

